

令和8年3月12日

熊本武道館

利用者各位

利用料金改定のお知らせ

いつも熊本武道館をご利用いただき誠にありがとうございます。

条例改正に伴い、県の承認を受け、令和8年4月1日より下記のとおり改定させていただくこととなりました。

ご利用の皆様には、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

【価格改定内容】

- ・改定時期：令和8年4月1日より
- ・改定対象：道場、会議室、その他設備
- ・改定幅：平均約12.1%の価格改定

■団体使用料			使用時間					
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00
柔道場 又は 剣道場	入場料を 徴収しない 場合	一般	3,510	6,240	10,680	8,930	16,900	20,410
		大学生高校生	2,320	4,060	7,250	6,380	11,310	13,630
		中学生以下	1,590	3,190	5,650	4,780	6,380	9,710
	入場料を 徴収する 場合	一般	7,020	12,440	21,370	17,860	33,810	40,820
		大学生高校生	4,640	8,120	14,490	12,760	22,620	27,260
		中学生以下	3,190	6,380	11,310	9,560	12,760	19,430
小道場			310	610	1,060	920	1,670	1,970
会議室（宿泊室）			1,060	1,240	1,450	2,310	2,670	3,750
放送設備			540	620	620	1,140	1,240	1,760
柔道場又は剣道場の半面を使用する場合			全面を使用する場合の額の10分の6に相当する額					

■個人使用料	一回	回数券	定期券
		(10回分)	(一か月)
一般	240	2,090	2,400
大学生高校生	160	1,310	1,880
中学生以下	90	660	1,310